

1. 収入要件

19 歳以上 23 歳未満…年間収入が 150 万円未満

注) ① 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とする者

② 被保険者の配偶者を除く ③ その年の 12 月 31 日現在の年齢

60 歳未満…年間収入が 130 万円未満

60 歳以上または厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者

…年間収入が 180 万円未満

上記及び

- ・同居の場合…収入が被保険者収入 2 分の 1 未満
- ・別居の場合…収入が被保険者からの仕送り額未満

※年間収入の算定は、あらゆる収入の合計額となります。

利子収入、配当収入、不動産収入（貸家等の収入）、勤労収入（諸控除前のもの）、副業収入、事業収入、公的年金収入等々のすべてが合算されます。

2. 国内居住要件

住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

日本国内に住所がない者は、原則として被扶養者とは認められませんが、「例外要件」に該当する場合被扶養者に該当します。

※住民票が日本にあっても、海外で就労している等明らかに日本での居住実態がない場合は国内居住要件を満たさないと判断し、被扶養者とは認められません。

【国内居住要件の例外となる場合】

日本国内に住所がないものの日本国内に生活の基礎があると認められるもの

- ① 外国において留学する学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者
- ⑤ 各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

3. 失業等給付を受けようとする者または受給中の者

・ 19 歳以上 23 歳未満…基本手当日額が 4,167 円未満

・ 60 歳未満…基本手当日額が 3,612 円未満

・ 60 歳以上または厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者

…基本手当日額が 5,000 円未満

※失業等給付の待機および給付制限期間は被扶養者として認定可

※上記日額以上の給付を受ける場合は、その受給期間が終了するまで被扶養者として認定不可

※上記日額未満の給付を受ける場合であっても、被保険者収入の 2 分の 1 以上であった場合は認定不可

4. 出産手当金及び傷病手当金を受けている者

上記 3 の失業等給付の基本手当日額と同額の受給日額となる給付を受ける場合には、その受給期間が終了するまで被扶養者として認定不可

※上記日額未満の給付を受ける場合であっても、被保険者収入の 2 分の 1 以上であった場合は認定不可

5. 夫婦共同扶養

・ 被扶養者の人数にかかわらず、年間収入が多い方の被扶養者とする。

・ 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の 1 割以内である場合は、主として生計維持する者の被扶養者とする。